

建設工事発注に関するランクの運用の見直しについて

1. 目的

令和4年度に、入札不調が多く発生したことから、発注業務を円滑に進めるため、令和5年度より当分の間、本市発注の建設工事において、上位等級業者の下位等級工事への入札参加を可能する複数等級入札を試行するものです。

2. 試行の内容

土木一式Cランク対象工事となっている設計金額(税込)1,000万円未満の工事に、土木Bランクに格付されている業者の参加を可能とします。

建設工事			
工種	設計金額(税込)	現行	改正後
土木一式	1,000万円未満	C	B+C

3. 適用日

令和5年4月1日から適用します。